

呉港港湾脱炭素化推進協議会規約

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、呉港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の目的等)

第2条 協議会は、呉港において、法第50条の2の規定による官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

2 協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(協議事項)

第3条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること。
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定により、別表1に掲げる構成員（以下「構成員」という。）及び別表2に掲げるオブザーバー（以下「オブザーバー」という。）によって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 会長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、構成員のうちから会長があらかじめ指名する者が職務を代行する。
- 6 協議会が必要と認めた場合、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、会議において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定により、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた構成員は、法第50条の3第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 会議は、構成員の総数の過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

- 6 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 オブザーバーは、円滑かつ効率的な協議のため、必要な助言をすることができる。
- 8 協議会が必要と認めたときは、構成員以外の者に対し、資料の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 9 会議は、自由な意見交換を担保する観点等から、非公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、公開とすることができるものとする。
- 10 事務局が必要と認めた場合は、会議を書面会議又はウェブ会議の方法により開催することができる。

(秘密保持)

第6条 構成員、オブザーバーその他会議に出席した者は、協議会において知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、呉市産業部港湾漁港課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年10月28日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

呉港港湾脱炭素化推進協議会構成員名簿

学識経験者	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授 陸田 秀実
団体	呉港運協会
	広島県旅客船協会
	公益社団法人 広島県トラック協会
企業	株式会社 I H I
	王子マテリア株式会社
	ジャパンマリンユナイテッド株式会社
	中国木材株式会社
	株式会社淀川製鋼所
関係行政機関	国土交通省 中国地方整備局
	広島県 土木建設局
港湾管理者	呉市 産業部

別表 2

オブザーバー	一般社団法人 中国経済連合会
	国土交通省 中国運輸局
	環境省 中国四国地方環境事務所
	経済産業省 中国経済産業局
	呉市 環境部